

子どもの貧困対策に関する事業等の令和5年度実施状況確認表

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度決算見込額 (千円)	令和6年度予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
分野1 教育の支援												
個別施策1-1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上												
1-1	1	保育・幼稚園課	幼児期の教育・保育環境の整備	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	一部の私立保育所からは、入園希望児童の減少などによる定員変更の相談があり、そのつど園の状況などを確認しつつ、適切な定員設定に努めた。	B	一部の年齢区分においては利用定員数が不足となる提供区域があったが、定員の弾力化で受け入れることができた。	-	-	児童の総数は減少傾向にあるため、利用定員数の不足については年齢区分間で定員を振り分けるなどにより、可能な限り既存の施設で対応するようにしていく。	
1-1	2	保育・幼稚園課	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化する。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	対象の子どもが無償化を行い経済的負担を軽減	A	・法令の規定に従い対象の子どもが無償化の実施ができた。 ・無償化に関するリーフレットを認可外保育施設に配布し、無償化の申請等が漏れることのないよう市民に周知した。	594,140	580,706	-	
1-1	3	保育・幼稚園課	教育・保育施設等の職員配置の充実	基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、基準以上の職員配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行う。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	・保育所等の運営基準条例は、国の基準省令を参考として同基準を設定 ・基準を超えて保育士の配置を行っている私立保育所等に対し補助金を交付	A	・基準を超えて保育士の配置を行っている私立保育所等に対し、増員に必要な人件費を補助することができた。	117,938	121,233	-	
1-1	4	保育・幼稚園課	保育士等職員の処遇改善	公定価格に基づく職員処遇改善を図り、公立保育所会計年度任用職員保育士等の賃金を含めた処遇改善に取り組むとともに、民間保育士等については国の方針に基づき実施する。	保育士等	・公立保育所等の職員については、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員及び若年層を中心に月例給が平均0.88%増額改定となった。 ・私立保育所等においては、国制度による処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善、処遇改善等加算Ⅱによる技能・経験に着目した処遇改善、処遇改善等加算Ⅲにより引き続き3%程度引き上げる賃金改善を実施した。	A	・公立保育所等の会計年度任用職員については、人事院勧告に基づき、月例給が増額改定となり、令和6年1月から改定された。 ・私立保育所等に対し、申請のあった処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて加算額を給付し、実績報告で加算額が保育士等の給与等に反映されていることの確認ができた。	-	-	-	
1-1	5	保育・幼稚園課	幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成	信州幼児教育支援センターと連携し、指導資料、好事例、研究成果等の共有を図り、教育支援センターの助言・指導を受けながら幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成及び資質向上に努める。	保育士等	保育士の育成、資質向上を図るため信州幼児教育支援センター、県保育専門相談員会議に出席	C	研修の企画・運営を園長等に分担して任せ、経験を積むことで、幼児教育アドバイザー育成に繋げていく。	-	-	-	
1-1	6	保育・幼稚園課	幼児教育アドバイザー(保育指導員)による巡回指導	教育・保育施設を巡回して、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行うとともに、指導資料や好事例、研究成果等を共有し、幼児教育の充実を図る。	保育士等	・公立園は年1回全園を巡回し、個々の課題についてアドバイスを実施 ・私立園は未満児保育を中心に保育環境、衛生環境等について適宜助言等を実施	C	公立園は各園の課題への対応、相談内容が異なるため、個別対応を行った。私立園は園毎に保育環境、衛生環境等について差がある。園独自の考えが強く、指針に沿った保育の実践が難しい園には、根拠に基づいて助言するが改善が難しい園がある。	-	-	-	
1-1	7	保育・幼稚園課、学校教育課	幼保小連携会議	幼稚園、保育所及び認定こども園並びに市立小学校での接続期カリキュラムに基づく実践を通して、幼児教育から小学校教育へのより円滑な接続について研究を進めると共に、接続期カリキュラムの改善を図る。	幼稚園、保育所等の年長児、小学1年生、保護者	・全園・全校で接続期カリキュラムを作成 ・市内7支会ごとに研究協力校、協力園を決め、幼保小接続期ベースカリキュラムに基づき、公開保育・公開授業等を実施 ・9月の幼保小連携会議及び研修会において、市内幼保園及び市立小学校の担当者が参集の上実施	A	コロナ禍で参加制限を設けていた9月の研修会を、H31年以来4年ぶりに参集にて行うことができた。	18	70	・しなのきプランⅡがスタートしたことに伴い、非認知能力を育めるような接続期カリキュラムの見直しを今年度実施する。	接続期カリキュラム 年長児後半=アプローチカリキュラム 小学1年生1学期=スタートカリキュラム

個別 施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
個別施策1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進												
1-2	8	学校教育課	教職員のキャリアステージに応じた研修講座の実施	教職員のキャリアステージに応じた教育センター研修講座を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組む。	教職員、児童・生徒	・指定研修 58ユニット(64講座) ・自らの力量向上を目指す研修 46ユニット(50講座) ・受講者合計数 4,022名	A	計画通りに実施できた	12,543	14,923	・新しい研修制度に伴う研修プラットフォームへの参加方法の検討 ・新しい研修制度に伴う研修講座の構築	
1-2	9	学校教育課	指導主事による学校訪問支援	授業の改善充実に向け、各校のニーズに応じて、指導主事が学校に直接出向いて研修を実施する。	教職員、児童・生徒	・学校訪問(指定研修等を含む) 174回	B	計画通りに実施できた	0	0	・しなのきプランIIがスタートしたことに伴い、認知能力と非認知能力を一体的に育めるような授業改善に向けた学校訪問を実施。	
1-2	10	学校教育課	ICT機器や学習支援ソフトの効果的な活用	指導主事による端末活用研修会や、教育センター研究委員によるICT活用授業等を実施し、ICTを活用した子どもの学びを推進する。	教職員、児童・生徒	・指導主事による技能研修 29回 ・教育センター研究委員による授業公開 47回	B	教職員への技能研修を基に、授業への活用につなげることができた。	0	0	・各校での授業実践と活用事例の共有 ・指導主事やICT支援員による授業支援や使い方支援 ・各校のニーズに応じた民間企業によるICTソフト技能研修	
1-2	11	学校教育課	各種調査結果を踏まえた指導や教育課程の改善・充実	子どもの学力向上や体力向上に向け、全国学力・学習状況調査等の調査結果を踏まえた指導の改善充実に取り組む。	教職員、児童・生徒	・標準学力検査(NRT)等の実施 小4・5・6年、中2年 ・スコア型英語4技能検定(GTEC)の実施 中3 ・「体力向上グット！プラン」5プログラム、のべ49校で実施 ・「体育授業しなのきモデル」普及のための訪問支援 11校で実施	A	計画通りに実施できた	14,135	15,654	・標準学力検査(NRT)は、令和5年度で終了 ・スコア型英語4技能検定(GTEC)の実施 ・「体力向上グット！プラン」は令和5年度で終了。今年度は、スポーツ課と連携し、約120学級を対象に実施予定 ・「体育授業しなのきモデル」普及のための訪問支援 10校で実施予定	R6予算:GTECのみ
1-2	12	学校教育課	人権教育・道徳教育の充実	子どもが豊かな人権感覚などを育むことができるよう、教育活動全体を通じた日常的な人権教育・道徳教育の充実に取り組む。	教職員、児童・生徒	副読本「あけぼの」6訂版 中学年用(5,887冊)、高学年用(61冊)、生徒用(171冊)購入・配布 学校人権教育振興補助金ほか 子ども人権教室活動推進ほか	B	計画通りに実施できた	2,491	2,853	-	
個別施策1-3 児童生徒の家庭環境等を踏まえた支援の充実												
1-3	13	学校教育課	スクールソーシャルワーカーによる支援	不登校児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒が抱える課題の解決を図る。	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員	支援対象件数 200件	A	支援対象者に対する適切な支援ができた	9,465	9,975	活動時間 R5 2,000時間→2,120時間 旅費 R5 13,480km→20,560km	市の配置 令和3年度 2人 令和4年度 4人 令和5年度 5人 令和6年度 6人
1-3	14	学校教育課	スクールカウンセラーによる支援	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣する。(県事業)	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者	-	A	計画通りに実施できた	-	-	-	小中学校については、県実施の事業として、県が全中学校区に派遣(本市予算なし)
1-3	15	学校教育課	特別支援教育支援員の配置	特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、日常生活上の介助や学習支援等を行う、特別支援教育支援員を市立小・中学校に配置する。	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者	※年度未現在 ・特別支援教育支援員:145人	B	計画通りに実施できた	148,956	168,061	・各校のニーズに応じた特別支援教育支援員の配置	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
1-3	16	学校教育課	特別支援教育巡回相談員	臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による学校への巡回相談を行い、主として発達障害にかかる対応の教職員や保護者等への助言を行う。	市立小中学校に在学する児童生徒の保護者、教職員	特別支援教育巡回相談員派遣回数：1,040回	B	計画通りに実施できた	5,058	5,850	・各校のニーズに応じた特別支援教育巡回相談員の派遣	
1-3	17	学校教育課	幼保小連絡会議、小中連絡会	幼稚園、保育所、認定こども園及び障害児通所支援事業所から小学校への接続や中学校就学等が円滑に行われるよう、情報交換を行う。	市立小中学校に在学する児童生徒、その保護者	幼保小連絡会議、小中連絡会を随時開催(学校独自で開催)。特別な支援を必要とする児童生徒については、連絡会議等に加え園訪問、移行支援会議、体験学習等を行っている。	B	計画通りに実施できた	55	70	-	
1-3	18	学校教育課	教育支援委員会	様々な特性のある幼児・児童・生徒に関し、保健、医療及び教育に携わる委員による就学相談並びに就学判断を実施する。	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者	学校からの要請に応じて、就学相談：647件(内訳は、来入児206件、小学生414件、中学生27件)	B	計画通りに実施できた	1,949	2,346	就学先判断後についても、一貫した支援を行うことや、学びの場の見直しを引き続き丁寧に行うことを目指す	
1-3	19	学校教育課	日本語巡回指導員等の派遣	外国籍等児童生徒への日本語指導の充実を図るため、市内8校に日本語指導教室を設置し、日本語巡回指導員等の派遣を行う。	市立小中学校に在学する外国籍等の児童生徒	日本語指導協力者・巡回指導員派遣時数：5,714.0時間	B	計画通りに実施できた	6,376	7,603	多母語化傾向がある中で、巡回指導員等の適材の確保や十分な指導時間の確保を目指す	
1-3	20	学校教育課	医療的ケア看護職員の配置	医療的ケアが必要な児童生徒の、療養上の世話または診療の補助に従事する医療的ケア看護職員を市立小・中学校に配置する。	児童生徒	※年度未現在 ・医療的ケア看護職員：47人	B	計画通りに実施できた	62,252	83,139	・各校のニーズに応じた医療的ケア看護職員の配置	

個別施策1-4 地域等と連携した学習支援の充実

1-4	21	学校教育課	キャリア教育の推進	産・学・官・公・民が連携しながら、キャリア教育支援懇談会を開催するなど発達段階に応じたキャリア教育の向上を図る。	児童生徒	キャリア教育支援懇談会 年3回開催	B	計画通りに実施できた	77	105	各校でのキャリア教育推進と取組への共有	
1-4	22	生活支援課	生活困窮者学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、学習習慣と生活習慣の定着・改善及び親への養育支援を通じた家庭全体の支援を行い、将来の自立の後押しを図る。	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学生～高校生(高校生世帯含む)) 予定人員 71人	41世帯54人(小学生17人、中学生21人、高校生16人) 施設型 4世帯4人 派遣型 38世帯50人	B	少子化により、対象者が減少する中、ケースワーカーの働きかけなどにより、前年度の利用者を上回ることが出来た。利用者アンケート回答者の8割以上が「満足」と答え好評を得ており、今後も利用率向上に努める。	4,248	6,507	-	生活保護ケースワーカー、まいさぼ長野市の働きかけ、SSWなどとの連携により実施
1-4	23	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の児童を対象に学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図る。	児童扶養手当受給世帯等の小学4年生～中学生3年生	新規申込み 72人(小学生22人、中学生50人) 継続 28人(小学生10人、中学生18人) 計100人(小学生32人、中学生68人)	B	前年度実績(76人)からは増加したが、目標数には達していないため。	9,289	13,171	-	継続児童については、フォローアップ支援を行う。
1-4	24	こども政策課、生活環境課	こども食堂への支援	公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、こども食堂の運営を支援する。また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂へ提供する。	こども食堂実施団体、こども食堂の利用者及び保護者	【こども政策課】 ・実施に係る名義後援 3件 【生活環境課】 ・実施に係る名義後援 2件 ・フードドライブ等での受領実績(こども食堂への提供分)284個人・企業等、16,828個、4,462kg(食品・子ども用品)	A	【こども政策課】 公共施設での開催を計画する子ども食堂を市が後援することで、こども食堂の運営に係る負担を軽減できるよう支援している。 【生活支援課】 新型コロナウイルス感染症の5類移行により、活動が活発化したため。	0	0	-	【こども政策課】 フードドライブイベント以外の市民からの食材の提供希望に対しては、県(信州こどもカフェプラットフォーム)等と連携し、こども食堂実施団体に情報提供
1-4	25	こども政策課	拠点となる子どもの居場所整備事業	民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。	拠点となる居場所を設置・運営する民間団体、居場所を利用する子ども及び保護者	拠点となる居場所事業を実施している1団体に対し、維持管理に要する経費の補助を実施していたが、補助対象団体が事業を一時的に縮小し、要件を満たさなくなったため、相談に対するアドバイスなど伴走支援を行った。	B	補助対象団体が拠点となる子どもの居場所事業を週1回程度に縮小し、子ども食堂を中心に事業継続していたため、令和5年度は補助の対象から外れたが、相談に対するアドバイスなど伴走支援を行った。	0	370	-	補助対象団体は事業を再開したが、他の助成金を申請したため、補助を申請しない可能性がある。相談に対するアドバイスなど伴走支援を引き続き行っていく予定。

個別 施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
分野2 生活の安定に資するための支援												
個別施策2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実												
2-1	26	こども総合支援センター	こども総合支援センター「あのえっと」	子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児、発達、貧困、いじめ、不登校、学校生活などの不安や悩みについて、子どもや保護者、子どもに関わる全ての人からの相談に応じる。電話、メール、窓口のほか、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも応じる。	子ども、保護者、子育て関係者	・相談件数 1,104件(電話、面談等) ・児童生徒タブレット相談フォームの相談件数 245件	B	電話、メール、面談による相談対応のほか、令和5年度からは教育委員会と連携し、児童生徒のタブレット端末の相談フォームからの相談にも対応した。	8,555	9,969	-	
2-1	27	こども総合支援センター	子どもに関する相談・支援機関のネットワーク化	子どもに関する相談・支援機関にタブレット端末を配備し、市民や職員が市役所本庁舎から離れた場所の窓口とリモートで相談できる体制を整備して、ワンストップでの相談に応じる。	子ども、保護者、子育て関係者	タブレット端末配備数 32台 (27カ所)	B	リモートによる相談体制を前年度と同様に整備しているが、相談実績はなかった。	-	-	配備場所を見直し、SaSaLAND(R6年度開所)へ配備する。	
2-1	28	こども政策課	チャットボットによる相談対応	SNSのチャットボットを導入し、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制を整備し、子どもや保護者の利便性向上を図る。	妊産婦、子ども、保護者	令和5年度4月からLINE公式アカウントに子育て支援のAIチャットボットの稼働開始 長野市LINE公式アカウント登録者数 23,210人(R6.4.1現在)	A	LINE公式アカウント登録者数が対前年度比で5,000人近く増加している。	0	0	-	必要に応じてチャットボットの機能改善を図っていく。
2-1	29	保健所健康課	子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ)	妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進する。	妊産婦、子ども、保護者	・ながの版ネウボラ設置 9カ所(保健センター8※、本庁1) ※保健センターには母子保健コーディネーター配置、本庁は保健師 ・相談対応件数 保健センター 5,563件 本庁健康課窓口 相談 728件 申請 1,405件	A	令和5年度は新たに妊娠8か月の妊婦にアンケートを行い、希望者には面談を実施して、伴走型相談支援の充実を図った。	42,421	49,068		
2-1	30	保健所健康課	妊娠届出書提出時の母子保健コーディネーターによる面談	妊婦が安心して妊娠・出産を迎え、その後の子育て期にも切れ目なく相談体制が継続できるように、保健センター等での妊娠届出書の提出時に、主に母子保健コーディネーターが直接面談し、母子保健サービスについて説明する。	妊産婦	妊娠届受理時の母子健康手帳交付件数(双胎児、紛失等による交付を除く) 2,203件	B	全妊婦に面談を実施し、安心できる情報提供と相談を行うとともに、今後も気軽に相談できる関係の構築を図った。出産応援ギフトの申請について説明を行った。	42,421	49,068	-	R4年9月から、妊娠届の受付を保健センター、健康課、本庁に限定し、母子保健コーディネーターまたは保健師が全妊婦との面談を実施
2-1	31	保健所健康課	妊婦一般健康診査	全ての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認する。また、多胎児を妊娠した妊婦に対し、通常の健診に追加して5回までの健診費用を補助する。	妊娠中の母親	妊婦健康診査 受診者数 2,192人 受診率 97.9%	A	妊娠届出時に母子保健コーディネーター等が妊婦の全数面談を実施した際に、受診啓発も行うことで適切な健診受診に繋がった。また、低所得世帯向けの補助を加算することで、健診の受診控え防止に繋がった。	255,000	270,243		
2-1	32	保健所健康課	産婦健康診査	出産後間もない産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等)を行い、母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図る。	子ども、母親	産婦健康診査 延べ受診者数 4,094人 受診率 88.9%	A	事業開始から5年余りが経過し制度が定着したことに伴い、病院から、健診の結果支援が必要な産婦の情報提供を受けて、タイムリーに支援することが可能となった。	21,243	21,319	-	
2-1	33	保健所健康課	産後ケア事業	医療機関または助産所において母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助する。	育児不安等により特に保健指導が必要な産婦と新生児	・宿泊型 利用者数125人 利用日数419日 ・通所型 利用者数622人 利用日数2,331日 ・訪問型 利用者数15人 利用日数22日	A	宿泊型、通所型に加え、新たに訪問型を導入した。また、利用者の経済的負担軽減を目的に、利用料金の減免制度を導入することで、利用しやすい制度整備ができた。	20,880	19,793		

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
2-1	34	保健所健康課	乳児家庭全戸訪問事業(はじめまして赤ちゃん事業)	生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言する。	子ども、保護者	新生児訪問 延べ件数 2,451件 実件数 2,185件 内、電話件数64件	B	状況を把握し、必要な助言や情報提供を行い、不安の軽減を図った。必要時関係機関と連携して支援を行った。子育て応援ギフトの申請について説明を行った。	7,164	8,461	-	
2-1	35	保健所健康課	乳幼児健康診査	子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施する。	子ども、保護者	健診名 受診者数 受診率 4か月児健診 2,106人 98.0% 1.6か月児健診 2,285人 95.5% 3歳児健診 2,414人 95.3%	B	発育・発達を保護者と一緒に確認するとともに、今後の見通しが持てるように支援を行い、不安の軽減を図った。	59,909	64,493	-	
2-1	36	保健所健康課	乳幼児健康教室	乳幼児の発達の節目のあたる時期に、子どもの発育・発達の状況を保護者と一緒に確認し、日常の育児に関する相談支援を行う。	子ども、保護者	7~8か月児健康教室 実施回数: 117回 参加人数:2,905人 2歳児健康教室 実施回数:117回 参加人数:2,230人	B	コロナ流行前の集団形式に戻して実施。発育・発達を保護者と一緒に確認するとともに、今後の見通しが持てるように支援を行い、不安の軽減を図った。	11,373	12,371	-	
2-1	37	保健所健康課	妊産婦・乳幼児健康相談	妊娠・出産期から乳幼児期の健康や育児に関することについて、保健師が相談に応じる。	子ども、保護者	相談件数 4,803件(妊産婦に関すること:831件 乳幼児に関すること:3,952件 その他:20件)	B	定期だけでなく、不安の強い保護者に声かけを行うなどして相談を実施した。	11,373	12,773	-	
2-1	38	保健所健康課、子育て家庭福祉課	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等、保護者、妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や家事支援等を行う。	養育を支援する必要がある乳児等もしくはその保護者または妊産婦	【健康課】 要支援家庭に対する支援実施率100% 【子育て家庭福祉課】 実支援世帯数 134世帯	B	【健康課】 在宅職員と連携を図り、養育を支援する必要がある乳児・保護者に対してタイムリーに支援を行った。 【子育て家庭福祉課】 令和5年度の支援世帯数は134件である。前年度に比べて15件の増加になっている。要支援家庭の条件に該当し、支援を希望する世帯には全数対応できた。	【健康課】 1,082 【子育て家庭福祉課】 9,704	【健康課】 1,164 【子育て家庭福祉課】 12,070	-	
2-1	39	保育・幼稚園課	子育てコンシェルジュ	日常的な相談場所として2か所のこども広場に専門スタッフを配置し、悩みの解決策と一緒に考え、ニーズに沿った適切な支援へつないだり、子育て情報の案内を行う。	子ども、保護者	こども広場2か所に子育てコンシェルジュを配置 相談件数 計4,037件 (じゃん・けん・ぼん2,867件、このゆびとまれ1,170件)	A	相談者のニーズに沿った助言や関係機関へつなぐことができた。	-	-	-	
2-1	40	保育・幼稚園課	地域子育て支援拠点事業(こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場)	こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。	子ども、保護者	・利用者数(延べ人数) こども広場64,955人 地域子育て支援センター40,424人 おひさま広場31,749人 ・保護者からの育児相談等(延べ件数) こども広場3,750件 子育て支援センター2,848件 おひさま広場2,940件	B	新型コロナウイルスが5類に移行され、広場や子育て支援センター、おひさま広場の利用制限が無くなり、利用者が若干増えた。	206,754	262,084	-	
2-1	41	こども総合支援センター	親子関係スキルアップ事業	子どもの行動の理解の仕方を学び、前向きに子育てに取り組めることを目標に、ペアレント・トレーニングの手法による講座を実施する。	子育てに難しさを感じる保護者	4回シリーズを1コース(定員20名)として、3コース実施 受講人数 38人 延べ115人	B	予定者数には達しなかったが、前年度より参加者が増加した。	180	204	-	
2-1	42	子育て家庭福祉課	子ども家庭総合支援拠点	子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行う。	子どもとその家庭や妊産婦等	家庭児童相談件数 4,661件	B	過去3年4,300~4,600件の対応。各種相談や継続した支援が実施できている。	11,406	16,625	R6年度より、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持しながらをこども家庭センターを設置する。	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
個別施策2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実												
2-2	43	生活支援課	生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぼ長野市」)	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。	長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぼ長野市)に相談があった生活困窮世帯	延べ相談件数 17,754件	B	延べ相談件数が、前年度実績を上回っている。生活困窮者の相談に応じ必要な情報の提供や助言、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を実施した。	42,471	43,788	-	長野市社会福祉協議会への委託
2-2	44	生活支援課	生活保護受給者等就労自立促進事業(福祉・就労支援コーナー「ジョブ縁ながの」)	市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口を市役所内に設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介等を実施する。	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等	支援対象者数:180人 就職者数:118人	B	支援対象者数、就職者数とも、当初目標を達成した。引き続き関係機関と連携し、就労支援を行う。	-	-	-	-
2-2	45	子育て家庭福祉課	母子・父子・寡婦相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図る。	ひとり親家庭の親	相談指導実績 延べ1,580件	A	前年度実績(1,423件)より増加したため。	2,711	3,238	-	
2-2	46	子育て家庭福祉課	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行う。	ひとり親家庭の親及び児童	6,907千円(12件)の貸付を行った【内訳】 ・新規8件(修学資金4件、就学支度資金3件、生活資金1件) ・継続4件(修学資金4件)	B	修学資金・就学支度資金を中心に進学を希望する対象家庭に対して貸付を行ったことで、経済的な不安・負担を軽減し就学につなげてもらうことができた。(参考)前年度貸付実績7件:3,774千円	6,907	21,740	-	○新規8件 修学資金 4件 (2,674千円) 就学支度資金 3件 (1,650千円) 生活資金 1件(324千円) ○継続4件 修学資金 4件 (2,259千円)
2-2	47	子育て家庭福祉課、人権・男女共同参画課	女性相談	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。	女性	相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 1,914件 男女共同参画センター 392件	B	R4年度と比較して併せて2,133件から2,306件となり、173件の増加となり、年々増加する相談に対応している。	5,817	9,479	R6年度より、女性相談員を2名から3名に増員する	
2-2	48	子育て家庭福祉課	母子生活支援施設	母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所・保護し、自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても相談等の支援を行う。	配偶者の内女子等で、支援を要する母子	入所世帯数 3世帯 (支援児童数 7人)	B	必要な場合には入所・保護をし、自立に向けた支援を行っている。また退所後の支援も実施している。他市の母子生活支援施設との連携も密に行っている。	49,128	61,309	-	
2-2	1 (再掲)	保育・幼稚園課	幼児期の教育・保育環境の整備	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	一部の私立保育所からは、入園希望児童の減少などによる定員変更の相談があり、そのつど園の状況などを確認しつつ、適切な定員設定に努めた。	A	・法令の規定に従い対象の子どもの無償化の実施ができた。 ・無償化に関するリーフレットを認可外保育施設に配布し、無償化の申請等が漏れることのないよう市民に周知した。	-	-	児童の総数は減少傾向にあるため、利用定員数の不足については年齢区分間で定員を振り分けるなどにより、可能な限り既存の施設で対応するようにしていく。	
2-2	49	保育・幼稚園課	ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮	ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮する。	ひとり親家庭の親及び児童	ひとり親家庭の点数を加点し優先的に利用できるよう配慮を実施	B	・利用調整基準によりひとり親家庭の点数を加点し、希望する保育所等の利用が決定した。	-	-	-	
2-2	50	こども政策課	放課後子ども総合プラン	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	登録児童数 8,297人(R5.5.1現在) 登録率 46.5%(R5.5.1現在) 延べ利用登録 91,369人(R5年度通年)	A	・登録率(全児童数に占めるプラン事業の利用児童の割合)は年々高まっており、事業開始以来、最も高い登録率となった。 ・利用を希望する児童は全て受け入れており、待機児童は発生していない。	1,062,543	1,440,812	-	決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度決算見込額 (千円)	令和6年度予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
2-2	51	保育・幼稚園課	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けが欲しい人、子育ての手伝いができる人、両方を兼ねる人に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後または学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、保護者のリフレッシュ等のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進する。	保護者、子ども	・会員数 1,655人 ・活動件数 2,747件 ・R5入会説明会 定期開催 15回 123人 随時開催 42回 44人(うち2回2名は訪問開催)	B	会員数は減少したものの、活動件数は増加している。提供会員確保のため、要綱の見直しを行った。	8,549	8,549	-	
2-2	52	子育て家庭福祉課	ショートステイ事業	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育する。	保護者、子ども	利用日数 524日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も)	C	令和5年度はショートステイ・トワイライトステイどちらも前年度より利用者数が減少した。原因としては、児相からの一時保護の依頼が多かったため、ショートステイのスタッフと場所が確保できなかった。	1,385	2,182	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)専用の受け入れ施設が1施設増となったことから、利用申込みに対して可能な限り受け入れができるよう、調整を図る。	
2-2	53	子育て家庭福祉課	トワイライトステイ事業	保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育する。	保護者、子ども	利用日数 524日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も)	C	令和5年度はショートステイ・トワイライトステイどちらも前年度より利用者数が減少した。原因としては、一つの受入施設がスタッフの確保ができず休止となったため減少となったもの。	1,385	2,182	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)専用の受け入れ施設が1施設増となったことから、利用申込みに対して可能な限り受け入れができるよう、調整を図る。	
2-2	54	保健所健康課	要支援母子栄養食品支給事業	生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児に必要な粉ミルク等を給付する。	生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児(乳児については体重制限あり)	支給人数 妊産婦 16人 乳児 4人 支給月数 スキムミルク 27か月 粉ミルク 37か月	A	対象となる方に妊娠届提出時の面談などにおいて、早期に案内することができ、支給人数・一人当たりの支給月数共に増加した。	218	178	-	
2-2	55	住宅課	市営住宅入居者募集の優先区分	中学校卒業前の子どもがいる子育て世帯に対して市営住宅の優先入居申込資格を与える。	中学校卒業前の子どもがいる世帯	募集住戸 市営住宅 8戸(年8回募集) 特別市営住宅(栗田・今井)4戸	B	前年度に比べ、優先入居申込枠を設けた件数は減少しているが、特別市営住宅の募集戸数が大幅に減少していることを鑑みて、同程度の実施状況と考えることが妥当である。	0	0	-	
2-2	56	こども広場、リサイクルプラザ	リユース品の提供・交換	使用しなくなった子ども用の衣類、育児用品などを受け入れ、希望者に対して提供する。	子育て中の保護者	【こども広場】篠ノ井こども広場「このゆびとまれ」 「ゆずりあいウィーク」4、5月に開催 参加実績 168組 「ゆずりあい3days」を12月に開催 参加実績 193組 合計参加実績 361組 もんぜんぱら座こども広場「じゃん・けん・ぼん」 リユースマーケットを毎月月末1週間開催 【リサイクルプラザ】おさがり交換会R5年度実績10,869品・・・交換、有料、無料で提供した数(ちなみに持ち込まれたのは10,990品)	B	「このゆびとまれ」ゆずりあいウィークは、コロナ禍で使用中止していた飲食ルームで5類移行前まで実施。5類移行後は、利用者が随時提供・利用できるよう、館内にゆずりあいBOXを設置した。また、12月にゆずりあい3daysを実施し、多くの参加があった。 「じゃん・けん・ぼん」館内にリユースコーナーを設置し、期間中に多くの利用者が随時提供・利用している。 【リサイクルプラザ】前年度比若干の減少となったが同程度であると言えるため。	-	-	引き続き取り組みを行っていく。	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
個別施策2-3 配慮を要する子どもの生活支援の充実												
2-3	57	子育て家庭福祉課	子ども・若者ケア ラー支援	子ども・若者ケアラー(ヤングケアラー)について、関係者や地域住民の理解促進のための啓発等を行うことで社会的認知度の向上を図り、早期発見や支援につなげる。	家事や家族の世話などを日常的に行う子どもやその世帯、支援関係者・関係機関	相談・支援窓口の設置(コーディネーター2名配置) 広告・啓発活動(パンフレット作成等)	B	コーディネーターを配置したことで個別の相談につながる。パンフレット、DVD等を使った啓発を実施した。	6,975	8,792	-	
2-3	58	学校教育課	教育支援センター (中間教室)	不登校傾向または不登校状態にある児童生徒に対し、基本的な生活習慣の改善等の相談・支援を行い、児童生徒の社会的な自立に向けて個々の状態に応じた支援を行う。	不登校傾向または不登校状態にある児童生徒	6か所 利用児童生徒数116名(小学生38名、中学生78名)	A	既存の教育支援センターでの受け入れを適切に実施しつつ、SaSaLANDを開所するための準備を計画通りに進めることができた	125,866	152,986	・SaSaLANDを開所し、利用者の受け入れを開始 ・施設の長寿命化や利便性向上を目指した改修工事等を進める	令和6年度は人員を確保し、週2日の開所となっていた教育支援センター1施設の開所日を週5日に延長
2-3	59	学校教育課	フリースクール等民間団体との連携・協働	民間団体・企業・NPO法人等と連携・協働し、不登校児童生徒の社会的自立を図る。	不登校状態にある児童生徒	不登校児童生徒に係る情報交換会実施 「学校以外の子どもの居場所 施設一覧」冊子の作成及びホームページ掲載 保護者への情報提供を目的とした「ながの育ちと学びの場フォーラム」を開催	B	計画通りに実施できた	0	936	フリースクール等民間施設 利用料助成事業開始	
2-3	60	障害福祉課	児童発達支援	児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	障害児	利用者数 266人	B	昨年度に比べ、利用者数はほぼ横ばいだが、給付額は伸びており、対象児童や保護者への支援に寄与していると考えられるため。	479,135	2,326,832	-	予算額については下記項目合算 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援
2-3	61	障害福祉課	医療型児童発達支援	肢体不自由等のある障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行う。	障害児	利用者数 8人	B	昨年度に比べ、利用者数はほぼ横ばいだが、必要とする児童は制度を利用できており、対象児童や保護者への支援に寄与していると考えられるため。	6,523	-	-	本事業についてR6からは児童発達支援に含まれる
2-3	62	障害福祉課	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行う。	障害児	利用者数 1,485人	A	利用者数、給付額ともに昨年度より伸びており、ニーズが高いサービスであることから、対象児童や保護者への支援に寄与していると考えられるため。	1,338,969	-	-	予算額については児童発達支援欄に合算掲載
2-3	63	障害福祉課	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。	障害児	利用者数 29人	B	昨年度に比べ、利用者数はほぼ横ばいだが、必要とする児童は制度を利用できており、対象児童や保護者への支援に寄与していると考えられるため。	8,117	-	-	予算額については児童発達支援欄に合算掲載
2-3	64	障害福祉課	障害児相談支援事業・計画相談支援	指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し、地域での生活を支援するとともに、利用計画の質の向上を図る。	障害児やその家族	利用者数 1,759人	A	サービス利用ニーズの増加に伴い計画相談支援の利用も増加しており、対象児童や保護者への支援に寄与していると考えられるため。	75,670	-	-	予算額については児童発達支援欄に合算掲載
2-3	65	障害福祉課	障害児自立サポート事業	障害児が自主性、社会性、創造性などを身につけることを支援し、保護者の家庭での介護負担を軽減する。	障害児	実利用者数 770人	B	昨年度に比べ、対象者数が増加し、保護者の介護負担軽減や就労支援に寄与したと考えられるため。	33,511	37,433	-	
2-3	66	子育て家庭福祉課	社会的養護出身の若者自立支援	長野県社会福祉協議会等と連携して、児童養護施設や里親など社会的養護出身の若者の住居確保や就労等の支援を推進する。	児童養護施設や里親など社会的養護出身の若者	-	B	県の事業のため、市が直接行っているものはないが、県から要請があれば、積極的に協力していく体制をとった。	-	-	-	県実施の事業 県が全中学校区に派遣

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
2-3	67	子育て家庭福祉課	里親委託事業	新たな里親の開拓に向け県や関係団体等と連携を図り、様々な事情で心身ともに傷ついた子どもを、家庭的な雰囲気の中で養育する里親への支援を進める。	里親、子ども	長野市里親会に対して、活動費補助を行った。 長野市里親会の会員数(里親)36人	B	県や関係団体と連携を図り、計画どおり里親会への支援ができた。 この補助金を活用し、児童養護施設に入所している児童と里親との交流イベント開催につながった。	10	10	里親制度について更に社会的認知を図るとともに、新たな里親会会員確保に向け関係機関に協力を求めていく。	
2-3	68	子育て家庭福祉課	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。	要保護・要支援児童、特定妊婦	代表者会議開催回数 1回 実務担当者会議開催回数 35回 個別ケース検討会議開催回数 440回	B	計画に基づき滞りなく実施している。個別ケース検討会はタイムリーに実施し、関係機関との連携を含め適切な対応につながっている。	-	-	-	
2-3	47 (再掲)	子育て家庭福祉課・人権・男女共同参画課	女性相談	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。	女性	相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 1,914件 男女共同参画センター 392件	B	R4年度と比較して併せて2,133件から2,306件となり、173件の増加となり、年々増加する相談に対応している。	5,817	9,479	【子育て家庭福祉課】R6年度より、女性相談員を2名から3名に増員した。	
2-3	48 (再掲)	子育て家庭福祉課	母子生活支援施設	母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所・保護し、自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても相談等の支援を行う。	配偶者の内女子等で、支援を要する母子	入所世帯数 3世帯 (支援児童数 7人)	B	必要な場合には入所・保護をし、自立に向けた支援を行っている。また退所後の支援も実施している。他市の母子生活支援施設との連携も密に行っている。	49,128	61,309	-	
2-3	22 (再掲)	生活支援課	生活困窮者学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、学習習慣と生活習慣の定着・改善及び親への養育支援を通じた家庭全体の支援を行い、将来の自立の後押しを図る。	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学生～高校生(高校生世代含む)) 予定人員 71人	41世帯54人(小学生17人、中学生21人、高校生16人) 施設型 4世帯4人 派遣型 38世帯50人	B	少子化により、対象者が減少する中、ケースワーカーの働きかけなどにより、前年度を上回る利用者を確保することが出来た。利用者アンケート回答者の8割以上が「満足」と答え好評を得ており、今後も利用率向上に努める。	4,248	6,507	-	生活保護ケースワーカー、まいさぼ長野市の働きかけ、SSWなどとの連携により実施
2-3	23 (再掲)	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の児童を対象に学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図る。	児童扶養手当受給世帯等の小学4年生～中学生3年生	新規申込み 72人(小学生22人、中学生50人) 継続 28人(小学生10人、中学生18人) 計100人(小学生32人、中学生68人)	B	前年度実績(76人)からは増加したが、目標数には達していないため。	9,289	13,171	-	継続児童については、フォローアップ支援を行う。
2-3	13 (再掲)	学校教育課	スクールソーシャルワーカーによる支援	不登校児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒が抱える課題の解決を図る。	長野市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員	支援対象件数 200件	A	支援対象者に対する適切な支援ができた	9,465	9,975	活動時間 R5 2,000時間→2,120時間 旅費 R5 13,480km→20,560km	市の配置 令和3年度 2人 令和4年度 4人 令和5年度 5人 令和6年度 6人
2-3	14 (再掲)	学校教育課	スクールカウンセラーによる支援	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣する。(県事業)	市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者	-	A	-	-	-	-	県実施の事業 県が全中学校区に派遣
2-3	24 (再掲)	こども政策課、生活環境課	こども食堂への支援	公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、こども食堂の運営を支援する。また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂へ提供する。	こども食堂実施団体、こども食堂の利用者及び保護者	【こども政策課】 ・実施に係る名義後援 3件 【生活環境課】 ・実施に係る名義後援 2件 ・フードドライブ等での受領実績(こども食堂への提供分)284個人・企業等、16,828個、4,462kg(食品・子ども用品)	A	【こども政策課】 公共施設での開催を計画する子ども食堂を市が後援することで、こども食堂の運営に係る負担を軽減できるよう支援している。 【生活支援課】 新型コロナウイルス感染症の5類移行により、活動が活発化したため。	0	0	-	【こども政策課】 フードドライブイベント以外の市民からの食材の提供希望に対しては、県(信州こどもカフェプラットフォーム)等と連携し、こども食堂実施団体に情報提供

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
2-3	25 (再掲)	こども政策課	拠点となる子どもの居場所整備事業	民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。	拠点となる居場所を設置・運営する民間団体、居場所を利用する子ども及び保護者	拠点となる居場所事業を実施している1団体に対し、維持管理に要する経費の補助を実施していたが、補助対象団体が事業を一時的に縮小し、要件を満たさなくなったため、相談に対するアドバイスなど伴走支援を行った。	B	補助対象団体が拠点となる子どもの居場所事業を週1回程度に縮小し、子ども食堂を中心に事業継続していたため、令和5年度は補助の対象から外れたが、相談に対するアドバイスなど伴走支援を行った。	0	370	-	補助対象団体は事業を再開したが、他の助成金を申請したため、補助を申請しない可能性がある。相談に対するアドバイスなど伴走支援を引き続き行っていく予定。
2-3	69	福祉政策課	「生理の貧困」問題への対応	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、団体からの寄付を活用し、生理用品を無償で配布する。	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民	・人権男女共同参画課(男女共同参画センター)、子育て家庭福祉課、生活支援課、福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井支所)、社会福祉協議会(まいさぼ長野市)窓口で配布 228パック(寄付を受けた全てを配布終了)	A	寄付を受けた生理用品を全て対象者へ配布した。	0	0	-	
2-3	50 (再掲)	こども政策課	放課後子ども総合プラン	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	登録児童数 8,297人(R5.5.1現在) 登録率 46.5%(R5.5.1現在) 延べ利用登録 91,369人(R5年度通年)	A	・登録率(全児童数に占めるプラン事業の利用児童の割合)は年々高まっており、事業開始以来、最も高い登録率となった。 ・利用を希望する児童は全て受け入れており、待機児童は発生していない。	1,062,543	1,440,812	-	決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算
2-3	70	スポーツ課、文化財課、博物館	子どもの多様な体験の機会の提供	家庭環境に左右されずに子どもが多様な体験の機会を持てるよう、市民プールや松代文化施設、博物館等の毎週土曜日等の小中学生の利用料や入館料を無料にする。	児童生徒	【スポーツ課】市民プールは毎週土曜日等の小中学生の利用料を引き続き無料とした。 【文化財課・博物館】松代藩文化施設、博物館等について、毎週土曜日等の小中学生の入場料を無料にした。	B	【スポーツ課】令和4年度に引き続き、毎週土曜日及び開場日、閉場日、スポーツの日における小中学生の利用料を無料としたことで、多くの子どもにスポーツを体験する機会を提供できた。 【文化財課・博物館】継続して実施することができている。	-	-	-	【スポーツ課】引き続き、市民プールについて、毎週土曜日等の小中学生の利用料を無料とする。 【文化財課・博物館】引き続き、松代藩文化施設、博物館等について、毎週土曜日等の小中学生の入場料を無料にする。
2-3	71	家庭・地域学びの課	子どもわくわく体験事業補助金	地域での子どもの体験活動の機会が増えるよう支援することを目的として、子どもの体験活動を内容とする事業に対して、その経費の一部を補助する。	乳幼児、児童生徒	補助実績数 68件	B	コロナ禍を経て徐々に地区内の活動が再開されてきたことにより、令和5年度の交付実績(35件、1,096,000円)から約2倍まで実績が増加した。また、初めて申請する団体もあり、交付範囲が広がった。一方で中山間地域等、対象児童数が少なく、活動が難しい地域もある。事業内容の検討などが必要である。	2,168	3,000	-	
2-3	72	家庭・地域学びの課	親子学級	市立公民館・交流センターにおいて、親子の学びをテーマにした親子学級を実施して親子で学べる場の充実を図り、基本的な生活習慣を培う場である家庭の教育力の向上を図る。	乳幼児、児童(小学生)	361回 6,080人 (前年:368回 6,367人)	B	月齢の低いうちの保育園への入園者が増えてきている事を感じながらも、前年とほぼ同程度の回数の実施を維持できた。小学生向けの講座は、地域児童に長期休み中の実施が定着している。	-	-	-	
2-3	73	保健所健康課ほか	食育の推進	将来、社会活動を営むための基礎となる心身の健康の保持・増進を図るため、母子保健事業や幼稚園・保育所・認定こども園・学校の各場面において、発育・発達に応じた食育を推進する。	妊産婦、子ども、保護者	妊婦のための食講座 36回55人 離乳食・幼児食講座 84回775人 乳幼児健診・健康教室における食生活相談・講話等 8,718人 育児・健康・食生活相談、電話相談等 1,074人 なっぴい健康出前講座(栄養・食生活) 42回723人	A	2歳児健康教室で、集団での講話を新たに開始した。出前講座の依頼もコロナ前の回数に戻り、前年と比べて3倍となった。	-	-	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
分野3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援												
個別施策3-1 困窮家庭やひとり親家庭等への就労の支援												
3-1	74	商工労働課雇用促進室	職業相談室	仕事に関する悩みがある方に、適職支援やカウンセリング、情報提供を行う。	仕事に関する悩み等を抱える人	利用者 891人(うち相談者数 482人) 電話相談件数 398件	B	仕事に関する様々な悩みを抱えている方に、継続的に相談事業を実施することができた。	-	-	-	
3-1	75	商工労働課雇用促進室	トライアル雇用者常用雇用促進奨励金	安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した市内在住の求職者を、引き続き常用雇用者として12か月以上雇用した事業者	市内に事業所を有する事業者で、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した市内在住の求職者を、引き続き常用雇用者として12か月以上雇用した事業者	交付事業所数 3事業者 対象労働者数 3人	C	前年度実績比75%の実績となったため。	180	300	引き続き、市のホームページや関係機関(商工会議所、商工会、長野労働局、ハローワーク等)を通じて、本事業を周知し、常用雇用の促進を図る。	
3-1	44 (再掲)	生活支援課	生活保護受給者等就労自立促進事業(福祉・就労支援コーナー「ジョブ縁ながの」)	市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口を市役所内に設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介等を実施する。	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等	支援対象者数:180人 就職者数:118人	B	支援対象者数、就職者数とも、当初目標を達成した。引き続き関係機関と連携し、就労支援を行う。	-	-	-	-
3-1	43 (再掲)	生活支援課	生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぼ長野市」)	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。	長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぼ長野市)に相談があった生活困窮世帯	延べ相談件数 17,754件	B	延べ相談件数が、前年度実績を上回っている。生活困窮者の相談に応じ必要な情報の提供や助言、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を実施した。	42,471	43,788	-	長野市社会福祉協議会への委託
3-1	76	子育て家庭福祉課	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、経済的に自立するための就業に結びつく特定の講座を受講する際に、受講料の一部を給付する。	ひとり親家庭の親(所得制限あり)	受講料の60%を支給 5人	C	前年度から利用者は減少したが、対象者へ案内通知を送付するとともに、自立支援に関する相談の中で問い合わせがあった際は、詳しく説明を行った。	2,035	3,018	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の各種相談において、経済的自立を目指すひとり親家庭の親に対して、制度の内容や利用方法を案内し、制度の活用を提案するなど、自立に向けた取り組みを後押ししていく。	平成28年度から60%支給
3-1	77	子育て家庭福祉課	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就職の際に有利な資格を取得するための養成機関で修業する期間中、訓練促進費を給付する。	ひとり親家庭の親(所得制限あり)	促進給付金 21人 修了支援給付金 7人	C	前年度実績(促進給付金26人、修了支援給付金8人)から2割程度減少したため。	23,415	34,688	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の各種相談において、経済的自立を目指すひとり親家庭の親に対して、制度の内容や利用方法を案内し、制度の活用を提案するなど、自立に向けた取り組みを後押ししていく。	市県民税課税世帯:70,500円 市県民税非課税世帯:100,000円 修了支援給付金課税世帯:25,000円 修了支援給付金非課税世帯:50,000円
3-1	45 (再掲)	子育て家庭福祉課	母子・父子・寡婦相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩みの解決や自立を図る。	ひとり親家庭の親	相談指導実績 延べ1,580件	A	前年度実績(1,423件)より増加したため。	2,711	3,238	-	
3-1	78	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために対策講座を受講する場合、受講料の一部を支給する。	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童(20歳未満)(所得制限あり)	該当者なし	B	前年度実績と同じ	0	0	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度決算見込額 (千円)	令和6年度予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等の有無及び内容	備考
3-1	1 (再掲)	保育・幼稚園課	幼児期の教育・保育環境の整備	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	一部の私立保育所からは、入園希望児童の減少などによる定員変更の相談があり、そのつど園の状況などを確認しつつ、適切な定員設定に努めた。	A	・法令の規定に従い対象の子どもの無償化の実施ができた。 ・無償化に関するリーフレットを認可外保育施設に配布し、無償化の申請等が漏れることのないよう市民に周知した。	-	-	児童の総数は減少傾向にあるため、利用定員数の不足については年齢区分間で定員を振り分けるなどにより、可能な限り既存の施設で対応するようにしていく。	
3-1	49 (再掲)	保育・幼稚園課	ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮	ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮する。	子ども、保護者	ひとり親家庭の点数を加点し優先的に利用できるよう配慮を実施	B	・利用調整基準によりひとり親家庭の点数を加点し、希望する保育所等の利用が決定した。	-	-	-	
3-1	79	保育・幼稚園課	延長保育事業	早朝や夕刻の保育ニーズに対応するため、11時間開所を超える延長保育を実施する。	子ども、保護者	公立保育所6園、私立保育所33園、認定こども園18園、地域型保育事業所3園、計60園で実施	B	利用者の見込めない施設においては延長保育事業の実施を取りやめているが、今後の利用者の推移を見ていく必要がある。	16,385	27,028	-	
3-1	80	保育・幼稚園課	夜間保育事業	保護者の夜間の就労に対応するため、夜間保育を実施する。	子ども、保護者	保育所1園で保育標準時間を11時から22時として夜間保育を実施	B	増加が予想される夜間の就労等のニーズに広く対応するため、引き続き事業を継続する。	0	300	-	
3-1	81	保育・幼稚園課	一時預かり事業	保護者の就労や求職活動等により一時的に家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための子育て支援として、保育所等で一時的に児童を預かる。	子ども、保護者	指定園13園(公立7、私立6)で実施 延べ利用者数 12,595人	A	一部に一時預かり指定園において時期的に利用希望者が集中し、利用できない事象があったが、利用可能な園を紹介するなどして解消されつつあるため。	86,051	94,872	-	
3-1	82	保育・幼稚園課	病児・病後児保育事業	病児または病後児を医療機関の専用のスペースで看護師・保育士等の専門職員が預かる。	子ども、保護者	市内3か所の施設で実施	B	令和5年度より、新たに病後児保育室が1施設開所したが、1か所の施設で従事する看護師の確保が困難等の理由のため休止し、合計3か所の施設で実施となった。	23,489	28,195	-	
3-1	50 (再掲)	こども政策課	放課後子ども総合プラン	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	登録児童数 8,297人(R5.5.1現在) 登録率 46.5%(R5.5.1現在) 延べ利用登録 91,369人(R5年度通年)	A	・登録率(全児童数に占めるプラン事業の利用児童の割合)は年々高まっており、事業開始以来、最も高い登録率となった。 ・利用を希望する児童は全て受け入れており、待機児童は発生していない。	1,062,543	1,440,812	-	決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算
3-1	51 (再掲)	保育・幼稚園課	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けが欲しい人、子育ての手伝いができる人、両方を兼ねる人に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後または学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、保護者のリフレッシュ等のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進する。	保護者、子ども	・会員数 1,655人 ・活動件数 2,747件 ・R5入会説明会 定期開催 15回 123人 随時開催 42回 44人(うち2回2名は訪問開催)	B	会員数は減少したものの、活動件数は増加している。提供会員確保のため、要綱の見直しを行った。	8,549	8,549	-	
3-1	52 (再掲)	子育て家庭福祉課	ショートステイ事業	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育する。	保護者、子ども	利用日数 524日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も)	C	令和5年度はショートステイ・トワイライトステイどちらも前年度より利用者数が減少した。 原因としては、児相からの一時保護の依頼が多かったため、ショートステイのスタッフと場所が確保できなかった。	1,385	2,182	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)専用の受け入れ施設が1施設増となったことから、利用申込みに対して可能な限り受け入れができるよう、調整を図る。	

個別 施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
3-1	53 (再掲)	子育て家庭福祉課	トワイライトステイ事業	保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育する。	保護者、子ども	利用日数 524日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も)	C	令和5年度はショートステイ・トワイライトステイどちらも前年度より利用者数が減少した。 原因としては、一つの受入施設がスタッフの確保ができず休止となったため減少となったもの。	1,385	2,182	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)専用の受け入れ施設が1施設増となったことから、利用申込みに対して可能な限り受け入れができるよう、調整を図る。	
3-1	47 (再掲)	子育て家庭福祉課、人権・男女共同参画課	女性相談	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。	女性	相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 1,914件 男女共同参画センター 392件	B	R4年度と比較して併せて2,133件から2,306件となり、173件の増加となり、年々増加する相談に対応している。	5,817	9,479	R6年度より、女性相談員を2名から3名に増員する	
個別施策3-2 子育てと仕事の両立ができる環境づくりの促進												
3-2	83	こども政策課	子育て支援事業所連絡協議会	ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るため、市内の経済団体等により構成される長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、事業所や市民を対象とした講演会などを開催する。	事業所、市民	・市男女共同参画月間講演会(人権・男女共同参画課と共催) 参加者113人(ほかりリモート参加18人) ・意識啓発事業の開催 参加者 20人	B	意識啓発事業を現在の開催方法に変更して以降、参加企業数及び参加者数は少しずつ増加している	112	170	-	協議会単独事業は、令和3年度から、事業主及び企業の人事担当者、管理職を対象にした意識啓発事業にシフトチェンジしている
3-2	84	商工労働課雇用促進室	子育て雇用安定奨励金交付事業	仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所に対し、奨励金を交付する。	仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所	交付事業所数 0事業所	C	前年度実績と同様に、交付実績が0件であったため。	0	400	本奨励金の交付要件となっている国の両立支援等助成金の改正に合わせ、制度内容の見直しを行う。	
3-2	85	人権・男女共同参画課	男女共同参画優良事業者表彰	性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用を促進し、ワーク・ライフ・バランスの視点から働く人がその状況に応じて多様で柔軟な働き方を可能とする職場の環境整備を図り、男女共同参画を先進的に取り組む企業を表彰する。	従業員数300人以下の法人やその他の団体	優良事業者奨励賞 1社	C	優良事業者表彰への申込者数が減少しており、更なる周知が必要	20	44	-	

個別 施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
分野4 経済的支援												
個別施策4-1 教育費の負担軽減のための支援												
4-1	86	教委・総務課	就学援助要(要保護児童援助)	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯の児童の保護者に対し、援助費を支給する。	生活保護世帯の小学生	支給者 1人	B	対象者に対し遅滞なく支給することができた	23	525	-	修学旅行費のみ支給
4-1	86	教委・総務課	就学援助(要保護生徒援助)	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯の生徒の保護者に対し、援助費を支給する。	生活保護世帯の中学生	支給者 9人	B	対象者に対し遅滞なく支給することができた	519	1,743	-	
4-1	87	教委・総務課	就学援助(準要保護児童援助)	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯に準ずると認定された世帯の児童の保護者に対し、援助費を支給する。	生活保護世帯に準ずると認定された世帯の小学生	認定 1,714人 認定率 9.96%	B	対象者に対し遅滞なく支給することができた。	178,277	196,601	-	年3回(8,12,3月)給食費等支給
4-1	87	教委・総務課	就学援助(準要保護生徒援助)	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯に準ずると認定された世帯の生徒の保護者に対し、援助費を支給する。	生活保護世帯に準ずると認定された世帯の中学生	認定 1,057人 認定率 11.94%	B	対象者に対し遅滞なく支給することができた。	124,884	142,796	-	
4-1	88	教委・総務課	小学生特別支援教育 就学奨励	特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、経済的状況に応じて就学奨励費を支給する。	特別支援学級に在籍(通級含む)している小学生	支給者 766人	B	対象者に対し遅滞なく支給することができた。	24,402	26,053	-	年2回(12,3月)給食費等支給
4-1	88	教委・総務課	中学生特別支援教育 就学奨励	特別支援学級に就学する生徒の保護者に対し、経済的状況に応じて就学奨励費を支給する。	特別支援学級に在籍(通級含む)している中学生	支給者 316人	B	対象者に対し遅滞なく支給することができた。	18,734	23,179	-	年2回(12,3月)給食費等支給
4-1	89	教委・総務課	奨学金(長野市奨学基金)	経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸付を行う。	公立もしくは私立の高等学校または国立の高等専門学校に在学し、要件を満たす者	貸付人数 5人 貸付金額 1,368,000円	B	申請者に対し遅滞なく支給することができた。	0	0	-	貸付額(月額) 公立18,000円(21,000円) 私立30,000円(40,000円) 国立21,000円(24,000円) ※()内は特に優秀と認められる者
4-1	90	教委・総務課	入学準備金貸付	高校等(高校、特別支援学校の高等部、高等専門学校等)への入学に要する費用の調達が困難な、入学予定の生徒の保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。	高等学校もしくは専修学校の高等課程または高等専門学校に入学する者の保護者	貸付人数 23人 貸付金額 6,200,000円	B	申請者に対し遅滞なく支給することができた。	0	0	-	公立150,000円以内 私立400,000円以内
4-1	91	生活支援課	生活保護(教育扶助)	生活保護世帯を対象に、最低生活費のほか、学習支援費、教材代、学校給食費等を支給する。	生活保護受給世帯	受給世帯数(延) 919 受給人数(延) 1,335	B	法令等に基づき適正な保護を実施。	14,364	13,839	-	-
4-1	92	生活支援課	生活保護(高等学校等就学費)	生活保護世帯を対象に、最低生活費のほか、学習支援費、教材費、入学金等を支給する。	高校生世代	-	B	法令等に基づき適正な保護を実施。	生業扶助として計上	生業扶助として計上	-	-

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
4-1	93	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭児童高等学校通学費支援金支給	高等学校等に通学するひとり親家庭の児童の通学費の一部を支給する。	ひとり親家庭の親など(所得制限あり)	児童扶養手当の全部支給者、児童扶養手当受給者でなくとも全部支給要件と同等者を対象として支給。 申請者124人 認定 84人(児童数)	C	支給額前年度比 85% (令和4年度決算額3,566千円)	3,032	3,565	-	自宅から高等学校まで2km以上 1か月の定期券額の2分の1の額を給付(支給上限月額5千円)
4-1	46 (再掲)	子育て家庭福祉課	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行う。	ひとり親家庭の親及び児童、寡婦	6,907千円(12件)の貸付を行った【内訳】 ・新規8件(修学資金4件、就学支度資金3件、生活資金1件) ・継続4件(修学資金4件)	B	修学資金・就学支度資金を中心に進学を希望する対象家庭に対して貸付を行ったことで、経済的な不安・負担を軽減し就学につなげてもらうことができた。 (参考)前年度貸付実績7件: 3,774千円	6,907	21,740	-	○新規8件 修学資金 4件 (2,674千円) 就学支度資金 3件 (1,650千円) 生活資金 1件(324千円) ○継続4件 修学資金 4件 (2,259千円)

個別施策4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減

4-2	94	子育て家庭福祉課	児童手当	中学校修了前の児童を養育している人に手当を支給する。	中学校3年生終了前までの間にある児童を養育している父母等	受給者数 23,195人	B	長野市で支給対象となる受給者に適切に支給を行なっているため。	4,944,000	5,833,860	児童手当法の改正により10月分から次のように変更 ①児童手当の支給期間の延長(18歳の年度末まで) ②所得制限の撤廃 ③第3子以降の支給額が一律30,000円 ④第3子以降算定額算定対象者の引き上げ(22歳の年度末まで) ⑤児童手当の支払い月を年に3回から6回に変更(偶数月)	支給額【制度改正前】 3歳未満及び3歳以上小学生までの第3子以降 15,000円(月額) 3歳以上小学生までの第1子、第2子及び中学生 10,000円(月額) 所得制限世帯の属する中学生までの児童 5,000円(月額) 所得上限世帯に属する中学生までの児童 支給なし 【制度改正後】 3歳未満 15,000円(月額) 3歳以上から高校生 10,000円(月額) 第3子以降 30,000円
4-2	95	子育て家庭福祉課	児童扶養手当	ひとり親家庭の18歳到達の年度末までの児童を対象とし、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている母、父または養育している人に手当を支給する。	ひとり親家庭の親など	受給者数 1,998人 受給資格者数 2,627人 (令和6年3月時点、3月年齢到達による喪失者含む)	B	受給資格者数における受給者数の割合が前年度と同程度であるため。 ・R5年度 約76%(1,998人/2,627人) ・R4年度 約77%(2,094人/2,712人)	966,053	1,034,486	・第3子以降の児童に係る加算額の引上げ ・全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げ いずれも令和6年11月分(令和7年1月支給分)から適用予定。	R5支給額 支給額(()は一部支給停止者)) 第一子 月額44,140円 (44,130円~10,410円) 第二子 月額10,420円 (10,410円~5,210円) 第三子 月額6,250円 (6,240円~3,130円)
4-2	96	子育て家庭福祉課	児童扶養手当現況届の受付時間の延長	8月の平日の児童扶養手当現況届の窓口受付時間の延長(午後7時まで)を行うことで、日中仕事を休みにくいひとり親の利便性を図る。	ひとり親家庭の親など	実施日数 5日 利用者 112人	B	前年度実績(111人)と同程度であるため。	0	0	-	児童扶養手当の現況届の受付時間を午後7時まで延長する。月曜から金曜までの5日の曜日で一日ずつ実施するよう実施日を配分する。
4-2	97	福祉政策課	福祉医療制度(子ども)	子どもを対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	0歳から中学生までの子ども	資格者数 49,779人 支給額 916,052千円	B	令和6年1月診療分から対象範囲を「中学校3年生まで」から「18歳年度末まで」に拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。	916,052	931,096	子どもの福祉医療制度の窓口無料化について検討しているところであり、令和7年度中の実施に向けて準備を進めている。	資格者数は各年度の3月31日時点

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
4-2	97	福祉政策課	福祉医療制度(障害者(児))	障害者(児)を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	障害児(20歳未満) ・身体障害者手帳1～4級、5級(所得税非課税世帯) ・療育手帳A1、A2、B1、B2(所得税非課税世帯) ・特別児童扶養手当1、2級 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級(特別障害者手当準拠)通院費のみ	資格者数 289人 支給額 14,403千円	B	令和6年1月診療分から対象範囲を「中学校3年生まで」から「18歳年度末まで」に拡大したことで、対象者の一部は受給者負担金500円(上限)の支払いで受診できる「現物給付方式」へ移行できた。	14,403	13,322	子どもの福祉医療制度の窓口無料化について検討しているところであり、令和7年度中の実施に向けて準備を進めている。	資格者数は各年度の3月31日時点
4-2	97	福祉政策課	福祉医療制度(ひとり親家庭)	ひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。	ひとり親家庭 ・母子または父子家庭で18歳未満の児童及びその児童を養育している親、父母のない18歳未満の児童(高等学校在学中は20歳まで)	資格者数 6,996人 支給額 164,730千円	B	令和6年1月診療分から対象範囲を「中学校3年生まで」から「18歳年度末まで」に拡大したことで、対象者の一部は受給者負担金500円(上限)の支払いで受診できる「現物給付方式」へ移行できた。	164,730	153,527	子どもの福祉医療制度の窓口無料化について検討しているところであり、令和7年度中の実施に向けて準備を進めている。	資格者数は各年度の3月31日時点
4-2	98	福祉政策課	福祉医療費資金貸付制度	子ども、障害者(児)及びひとり親家庭の福祉医療の受給者のうち、特に医療費の支払いが困難な人を対象に、福祉医療費の貸付を行う。	福祉医療費受給者で、市民税非課税世帯	子ども、障害児、ひとり親家庭 貸付人数 0人 貸付額 0円	B	貸付制度の利用はなかったものの相談に応じる等、利用できる体制を整えている。	0	1,000	-	
4-2	2 (再掲)	保育・幼稚園課	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化する。	幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者	対象の子どもは無償化を行い経済的負担を軽減	A	・基準を超えて保育士の配置を行っている私立保育所等に対し、増員に必要な人件費を補助することができた。	594,140	580,706	-	
4-2	99	保育・幼稚園課	教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設へ保護者が支払う費用(副食材料費、教材費等)を助成する。	低所得世帯・多子世帯等の保護者	支給人数 243人 支給額 7,647千円	A	・申請のあった対象の子どもに対し、補足給付事業の実施ができた。 ・施設と連携し、保護者への事業の周知を行った、	7,647	8,651	-	
4-2	100	保育・幼稚園課	多子世帯の保育料軽減	第3子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、多子世帯の保育所等の保育料を軽減する。	子ども、保護者	補助金交付要綱等に基づき、対象家庭に対し保育料の多子軽減を実施した。軽減児童数 446人(22人) 軽減額 73,489千円 (2,698千円) ※()内=認可外	A	・要綱の規定に従い対象の子どもへの軽減の実施ができた。 ・多子軽減に関するリーフレットを認可外保育施設に配布し、軽減の申請等が漏れることのないよう市民に周知した。	73,489	73,789	-	決算額・予算額は「軽減額」
4-2	101	こども政策課	放課後子ども総合プラン利用料の減免	家庭の経済的な事情や地域性、きょうだいと同時に利用する場合に利用料を減免する。	放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生)	延べ利用登録91,369人のうち、減免対象24,406人(約27%)	B	毎年、一定割合の利用児童について、利用料の減免を適切に適用し、対象世帯の負担軽減を図っている。	26,436	40,294	-	決算額は「減免影響額(R6.3.31)」、予算額は「減免影響額(R6.5.1時点見込)」 減免の対象:生活保護・児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯、非課税世帯、多子世帯等
4-2	102	障害福祉課	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童の福祉の向上に役立てるため、児童を養育する人に手当を支給する。	身体または精神に重度もしくは中度の障害がある20歳未満の児童を養育する父母等	受給者数(父母等) 1,152人 対象児童数 1,302人	A	昨年度に比べ、対象者数が大幅に増加し、制度の周知が進んでいると考えられるため。	-	-	-	申請手続等は市が窓口となるが、認定審査は県、手当の支給は国が実施している。
4-2	103	障害福祉課	障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅の障害児に、その障害によって生じる経済的負担軽減の一助として手当を支給する。	精神または身体に重度の障害があり日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童	受給者数 115人	B	制度の周知は行っているが、少子化に伴い、受給者数も減少しているため。	20,905	19,239	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
4-2	104	障害福祉課	重度心身障害児福祉年金	家庭において重度障害児を養育している保護者に養育に必要な費用の一部を支給し、在宅生活の安定を図る。	基準日において市内に6か月以上居住している20歳未満の障害児(施設入所児を除く)の保護者	受給者数 1,568人	A	昨年度に比べ、対象者数が大幅に増加し、制度の周知が進んでいると考えられるため。	155,466	152,277	-	
4-2	105	保健所健康課	不妊治療費助成事業	医療保険の適用となる不妊治療の中でも、高額な負担となる体外受精や顕微受精及び男性不妊治療の自己負担分に対して、1回の治療につき3分の1を補助し、治療を希望される方を支援する。	不妊に悩む夫婦(事実婚も対象)	助成件数 496件 うち、男性不妊治療3件	B	助成件数は増加。経済的な負担の軽減を図ることができた。	15,447	15,469	-	令和4年度から、不妊治療が保険適用されたことを受け、従来の保険外診療の特定不妊治療に対する助成は廃止(令和4年度に限り経過措置あり)
4-2	106	子育て家庭福祉課	助産事業	保健上入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けられない場合に、助産施設への入所費用を支給する。	生活保護受給世帯など、経済的な理由により入院助産を受けられない妊産婦	分娩数 3件	B	対象になる妊産婦については全件対応している。	2,140	2,140	-	
4-2	69 (再掲)	福祉政策課	「生理の貧困」問題への対応	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、団体からの寄付を活用し、生理用品を無償で配布する。	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民	・人権男女共同参画課(男女共同参画センター)、子育て家庭福祉課、生活支援課、福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井支所)、社会福祉協議会(まいさぼ長野市)窓口で配布 228パック(寄付を受けた全てを配布終了)	A	寄付を受けた生理用品を全て対象者へ配布した。	0	0	-	
4-2	107	生活環境課	家庭ごみ処理手数料の減免	3歳未満の乳幼児がいる家庭に、出生届時、可燃ごみ指定袋30ℓを3年分90枚交付する。(転入者には月齢に応じた枚数)	紙おむつ等を使用する3歳未満の乳幼児がいる家庭	出生2,203人 198,270枚 転入384人 21,490枚 計2,587人 219,760枚	B	出生数、転入数が減少し、交付枚数も減少となったが、前年度比1割弱の減少のため。	2,713	2,870	-	減免用指定袋(扶助費)は乳幼児分を案分算出
4-2	108	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭ワンストップ相談会	ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催する。	ひとり親家庭の親	8/13(日)ワンストップ相談会相談件数 12件 (内訳)弁護士5、ハローワーク4、まいさぼ2、母子相談1)	B	前年度実績(11件)と同等	137	213	-	児童扶養手当現況届提出の機会を捉え、8月の日曜開庁日に開催
4-2	109	子育て家庭福祉課	ながの子育て家庭優待パスポート	企業や店舗の協賛により、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布する。	妊婦のいる家庭・18歳未満の子どものいる家庭、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭	パスポートの有効期限の更新に伴い、令和5年12月に新たなパスポートを対象世帯に郵送した。(令和5年9月1日現在の住民票情報で対象世帯を抽出)協賛企業数は1162店舗から1121店舗とわずかに減少した	B	協賛企業数前年度比 96.4%	3859	70	-	

個別 施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
分野5 支援体制の強化や制度の周知												
個別施策5-1 子どもに関する相談体制の充実												
5-1	26 (再掲)	こども総合支援センター	こども総合支援センター「あのえっと」	子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児、発達、貧困、いじめ、不登校、学校生活などの不安や悩みについて、子どもや保護者、子どもに関わる全ての人からの相談に応じる。電話、メール、窓口のほか、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも応じる。	子ども、保護者、子育て関係者	・相談件数 1,104件(電話、面談等) ・児童生徒タブレット相談フォームの相談件数 245件	B	電話、メール、面談による相談対応のほか、令和5年度からは教育委員会と連携し、児童生徒のタブレット端末の相談フォームからの相談にも対応した。	8,555	9,969	-	
5-1	27 (再掲)	こども総合支援センター	子どもに関する相談・支援機関のネットワーク化	子どもに関する相談・支援機関にタブレット端末を配備し、市民や職員が市役所本庁舎から離れた場所の窓口とリモートで相談できる体制を整備して、ワンストップでの相談に応じる。	子ども、保護者、子育て関係者	タブレット端末配備数 32台 (27カ所)	B	リモートによる相談体制を前年度と同様に整備しているが、相談実績はなかった。	-	-	配備場所を見直し、SaSaLAND(R6年度開所)へ配備する。	
5-1	28 (再掲)	こども政策課	チャットボットによる相談対応	SNSのチャットボットを導入し、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制を整備し、子どもや保護者の利便性向上を図る。	妊産婦、子ども、保護者	令和5年度4月からLINE公式アカウントに子育て支援のAIチャットボットの稼働開始 長野市LINE公式アカウント登録者数 23,210人(R6.4.1現在)	A	LINE公式アカウント登録者数が対前年度比で5,000人近く増加している。	0	0	-	必要に応じてチャットボットの機能改善を図っていく。
5-1	29 (再掲)	保健所健康課	子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ)	妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進する。	妊産婦、子ども、保護者	・ながの版ネウボラ設置 9カ所(保健センター8※、本庁1) ※保健センターには母子保健コーディネーター配置、本庁は保健師 ・相談対応件数 保健センター 5,563件 本庁健康課窓口 相談 728件 申請 1,405件	A	令和5年度は新たに妊娠8か月の妊婦にアンケートを行い、希望者には面談を実施して、伴走型相談支援の充実を図った。	42,421	49,068		
5-1	39 (再掲)	保育・幼稚園課	子育てコンシェルジュ	日常的な相談場所として2か所のこども広場に専門スタッフを配置し、悩みの解決策と一緒に考え、ニーズに沿った適切な支援へつないだり、子育て情報の案内を行う。	子ども、保護者	こども広場2か所に子育てコンシェルジュを配置 相談件数 計4,037件 (じゃん・けん・ぼん2,867件、このゆびとまれ1,170件)	B	相談者のニーズに沿った助言や関係機関へつなぐことができた。	-	-	-	
5-1	40 (再掲)	保育・幼稚園課	地域子育て支援拠点事業(こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場)	こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。	子ども、保護者	・利用者数(延べ人数) こども広場64,955人 地域子育て支援センター40,424人 おひさま広場31,749人 ・保護者からの育児相談等(延べ件数) こども広場3,750件 子育て支援センター2,848件 おひさま広場2,940件	B	新型コロナが5類に移行され、広場や子育て支援センター、おひさま広場の利用制限が無くなり、利用者が若干増えた。	206,754	262,084	-	
5-1	43 (再掲)	生活支援課	生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぼ長野市」)	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。	長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぼ長野市)に相談があった生活困窮世帯	延べ相談件数 17,754件	B	延べ相談件数が、前年度実績を上回っている。 生活困窮者の相談に応じ必要な情報の提供や助言、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を実施した。	42,471	43,788	-	長野市社会福祉協議会への委託
5-1	110	障害福祉課	発達相談支援センター	相談支援専門員を北部・南部の相談支援センターに集約配置し、18歳までの子どもの障害に関する相談を総合的・包括的に受け付け、相談支援体制の連携を図る。	障害児やその家族	相談件数 2641件	B	相談件数は前年と比して減少したが、障害福祉サービス利用や発達に関する相談など個々の課題に対して包括的な視点から支援することができたため	13,198	13600	-	

個別施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
5-1	42 (再掲)	子育て家庭福祉課	子ども家庭総合支援拠点	子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行う。	子どもとその家庭や妊産婦等	家庭児童相談件数 4,661件	B	過去3年4,300~4,600件の対応。各種相談や継続した支援が実施できている。	11,406	16,625	R6年度より、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持しながらをこども家庭センターを設置する。	
5-1	108 (再掲)	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭ワンストップ相談会	ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催する。	ひとり親家庭の親	8/13(日)ワンストップ相談会相談件数 12件 (内訳)弁護士5、ハローワーク4、まいさぼ2、母子相談1)	B	前年度実績(11件)と同等	137	213	-	児童扶養手当現況届提出の機会を捉え、8月の日曜開庁日に開催
個別施策5-2 子どもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化												
5-2	111	こども政策課	子育て支援団体のネットワーク形成	ながの子ども・子育てフェスティバルの開催を通じて、子育て支援団体間の連携強化・ネットワーク形成を図る。	子ども、保護者	・長野県立大学こども学科「いい育児の日応援企画」と共催 ・参加支援団体等 28団体(29ブース)／長野県立大学 11プログラム ・来場者 1200名	B	大学生が多数参加したため、イベントとしては活気があり来場者・参加支援団体に好評だった半面、準備段階において子育て支援団体の相互交流、大学生との交流があまり実施できなかった。	800	1,500	R6は、伝統芸能こどもフェスティバル共催	
5-2	112	福祉政策課、社会福祉協議会	地域福祉ワーカーの活動支援	地域福祉ワーカーに対し、研修機会の提供や活動に対する助言、各地区の地域福祉ワーカー同士の情報交換や連携促進等の支援を行う。	地域福祉ワーカー	・地域福祉ワーカー連絡調整会議開催(計5回) ・ボランティア・地域活動実践講座(計12回 ボランティアセンター主催 ※研修プログラムとして位置付け) ・市社会福祉協議会地区担当者等による支援(全地区)	B	年度前に地域福祉ワーカーを交えた会議内容検討会を実施。直接地域福祉ワーカーから意見を聞くことにより、地区活動に必要な内容を取り入れた会議を開催。	0	0	-	(参考)【選択事務13 地域福祉推進事業】に基づく、地域福祉ワーカーを雇用する住民自治協議会に対する補助金助成あり
5-2	113	福祉政策課、社会福祉協議会	民生委員・児童委員等の活動支援	民生委員・児童委員等に対し、研修機会や情報交換の場の提供、活動に関する冊子の配布などを行い、その活動を支援する。	民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員・児童委員の指導訓練のため、地区会長研修・1期目及び2期目研修、主任児童委員研修・全体研修を実施	B	職種別研修を外部委託(県社協)として継続的に実施することにより、民児委員が地域で活動する上で必要な知識の習得等に繋がった。	306	555	-	
5-2	114	子育て家庭福祉課	子ども見守り事業	市と市内郵便局との「地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定」に基づき、郵便局の事業活動の中で子どもに気になることがあった際に必要に応じて市が連絡を受け、支援につなげる。		対象事案なし	B	令和5年度は、通報がなかったが、過去には数件の通報があり、対応している。協定により、連絡体制の構築はできており、有事の際に対応できるようになっている。	2514	0	-	
5-2	115	子育て家庭福祉課	子どもの貧困庁内連絡会議	子どもの貧困について、庁内関係所属が共通認識を持ち、情報の共有と施策の連携を図る。	生活に困難を抱える子どもとその保護者	2回開催	B	計画に基づき取り組む。庁内関係所属が進捗状況と取り組みを共有することで施策の連携が図られた。	-	-	-	
5-2	116	生活支援課	生活困窮者自立支援庁内連携会議	生活困窮者の自立支援のための施策を横断的取組によって総合的に推進するため、庁内関係各課の連携を図る。	生活困窮者	令和5年6月27日開催 連携会議委員 19名	B	庁内連携会議を開催し、庁内各課の連携を図った。	-	-	-	-
5-2	117	商工労働課雇用促進室	若者自立支援ネットワーク会議	関係機関により若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携や、ながの若者サポートステーションの運営支援を行う。	支援を必要とする若者	R5年5月若者自立支援ネットワーク会議開催	B	計画どおりに会議を開催し、関係機関と情報共有・連携ができた。	-	-	-	
5-2	68 (再掲)	子育て家庭福祉課	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。	要保護・要支援児童、特定妊婦	代表者会議開催回数 1回 実務担当者会議開催回数 35回 個別ケース検討会議開催回数 440回	B	計画に基づき滞りなく実施している。個別ケース検討会はタイムリーに実施し、関係機関との連携を含め適切な対応につながっている。	-	-	-	

個別 施策	No.	所管課	事業名等	事業内容	支援する対象者	令和5年度 事業実績	判定	判定理由 (できるだけ具体的に)	令和5年度 決算見込額 (千円)	令和6年度 予算額(千円)	令和6年度の事業見直し等 の有無及び内容	備考
個別施策5-3 制度の周知や市民の意識啓発												
5-3	118	子育て家庭福祉課	長野市子育てガイドブック	市の子育てに関する情報を1冊にまとめ、冊子やホームページで提供する。	子育て中の保護者	子育てガイドブック12,000部作成(配付期間1年)	B	作成部数は減少したものの、冊子を必要とする市民や関係機関へ幅広く配布することができた。	40	41	広告収入による作成方法を見直し、予算化について検討を行う。	
5-3	119	障害福祉課	情報ツアー～支援の必要なこどものガイドブック～	障害のある子どもの福祉にかかわる制度やサービスの紹介、特別支援学校や保健所等の情報について、市が設置している協議会「長野市障害ふくしネット」でガイドブックを作成し提供する。	障害児やその家族、関係機関(福祉事業所、学校、医療機関等)	1,800部作成	B	ガイドブックは予算の範囲内で作成しているが、保護者、支援者、教育関係者などから活用されている声が聞かれ、一定の効果があると考えられる。	215	217	-	
5-3	120	子育て家庭福祉課	ながのわくわく子育てLINE	市公式LINE機能の一部として、妊娠・出産期から小学校入学まで、子どもの成長に応じたタイムリーなアドバイスや、市からのお知らせ、イベント情報などをLINEで提供する。	妊産婦、保護者	登録者数:2,562件 市公式LINE機能の一部として、妊娠・出産期から小学校入学まで、子どもの成長に応じたタイムリーなアドバイスや、市からのお知らせなどをLINEで提供する。	B	妊娠届出の面談時に登録を案内する等により、登録者数が前年よりも増加した。子どもの成長に応じてタイムリーな情報発信ができた。	1,787	1,964	-	
5-3	121	保健所健康課	子育て応援アプリ「すくすくなび」	妊娠、出産、子育て等に関する情報収集や、子どもの成長記録、予防接種記録の確認・管理、医療機関の検索などができるアプリで、情報をプッシュ通知で配信する。	子育て中の保護者	令和6年3月末時点 ダウンロード数:11,157件	A	利用者数が1.5倍となり、情報を届ける機会が増えた。	0	0	-	
5-3	122	子育て家庭福祉課	出前講座・研修	子どもの貧困について市民一人ひとりの意識醸成や理解の促進、困難を抱える子どもや家庭の気付きや支援へのつながりを進めるため、市民向けの出前講座や子どもの支援に関わる団体等への研修などで啓発を行う。	市民	9回開催	B	子育て支援や子どもの置かれている状況等を市民向けの出前講座で積極的に発信し、意見交換を行うことで、市民の声を市政に生かす機会を作っている。	-	-	-	
5-3	109 (再掲)	子育て家庭福祉課	ながの子育て家庭優待パスポート	企業や店舗の協賛により、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布する。	妊婦のいる家庭・18歳未満の子どものいる家庭、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭	パスポートの有効期限の更新に伴い、令和5年12月に新たなパスポートを対象世帯に郵送した。(令和5年9月1日現在の住民票情報で対象世帯を抽出) 協賛企業数は1162店舗から1121店舗とわずかに減少した	B	協賛企業数前年度比 96.4%	3859	70	-	